

名古屋市告示第109号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。なお、当該区域は、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第 5項第12号に該当します。

また、この指定に伴い、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 3項の規定に基づき、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成24年名古屋市条例第62号）附則第 6条第 2項により指定した形質変更時届出管理区域の一部を解除します。

令和 7年 3月14日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 形質変更時要届出区域に指定する区域
名古屋市港区昭和町 8番の一部
- 2 形質変更時届出管理区域の指定を解除する区域
名古屋市港区昭和町 8番の一部
- 3 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物
- 4 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

ひ
砒素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課